

広島県告示第 880 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 22 年 11 月 15 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島市安佐南区緑井二丁目 26-1 西日本高速道路株式会社 支配人 早川 和利
工場又は事業場の所在地及び名称	東広島市志和町大字奥屋字岡野迫 山陽自動車道 奥屋パーキングエリア

2 申請の内容

雨水排水口を 1 か所設置する。

- (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法
変更なし
- (2) 汚水等の処理の方法
変更なし
- (3) 排出水の汚染状態
第 2 排水口（雨水排水口）の設置

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 22 年 11 月 15 日から平成 22 年 12 月 6 日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに東広島市生活環境部環境対策課